

○国立大学法人新潟大学コンプライアンス委員会規程

平成21年10月1日

規程第42号

改正 平成21年11月11日規程第49号

平成24年3月30日規程第4号

平成26年12月26日規程第26号

平成27年3月31日規程第27号

(設置)

第1条 国立大学法人新潟大学（以下「本法人」という。）に、本法人におけるコンプライアンスを推進するため、国立大学法人新潟大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関すること。
- (2) コンプライアンスの推進のための啓発及び教育・研修に関すること。
- (3) その他コンプライアンスの推進に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事
- (2) 監査室長
- (3) 副学長
- (4) 学系長
- (5) 医歯学総合病院長
- (6) 脳研究所長
- (7) コンプライアンスに関して識見を有する者 2人
- (8) 事務局各部長及び各事務部長
- (9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第7号及び第9号に掲げる委員は、委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうち学長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名するものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月11日規程第49号)

この規程は、平成21年11月11日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規程第4号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規程第26号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第27号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。